

議案第53号

杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年5月28日

提 出 者 杉 並 区 教 育 委 員 会
教 育 長 渋 谷 正 宏

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則（平成19年杉並区教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する

処 分 説 明 書			
(一時差止処分を受ける者)			
(採用年月日) 年 月 日	(離職年月日) 年 月 日		
(離職時の所属)		(離職時の役職名)	
(離職時の給料月額)		円 (給料表 級 号給)	
(処分発令年月日) 年 月 日	(根拠条項)		
(処分の対象となる手当)			
(刑事事件との関係)		逮捕日 年 月 日	起訴日 年 月 日
(一時差止処分の理由)			
(思料される犯罪に係る罰条 :)			
(一時差止処分の取消し)			
<p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、一時差し止め られている期末手当 が支給される。</p> <p>1 この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処 せられなかった場合</p> <p>2 この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処 分があった場合</p> <p>3 一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴 されることなくこの処分に係る期末手当 の基準日から起算し て1年を経過した場合（ただし、一時差止処分を受けた者が在職期間中の 行為に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分 の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。）</p> <p>4 一時差止処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき 期末手当 の支給を差し止める必要がなくなったと認める場合</p>			
年 月 日		(一時差止処分者) 団	